



6 自動車改造費補助事業

重度の身体障がい者（重度の肢体不自由者）の方が、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する場合に、経費の一部が助成されます。

対象者

重度の肢体不自由者

助成額

1台当たり100,000円が限度です。

手続き・問い合わせ先

役場福祉課保健福祉室福祉担当 0156-25-2216（直通）